

国民年金保険料の納付が困難な場合は各種制度をご利用ください

国民年金保険料の納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。

国民年金の保険料を納めることが困難な方に免除又は猶予制度があります。保険料が未納のままだと、老後の年金や、障害年金等の受給資格が得られない場合があります。

納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。

▼各種制度を利用するためには申請が必要ですよ

令和8年度分の免除申請は7月から受付します。過年度分については、申請日から2年1カ月遡って申請することができます。

国民年金保険料免除・納付猶予の申請は、マイナポータルからの電子申請も可能ですので、ぜひご利用ください。

本人・配偶者・世帯主の所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除ができます。

納付猶予
50歳未満の本人と配偶者の所得が一定以下の方は、保険料の納付を猶予できます。

学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生は、在

学期間中の保険料の納付を猶予できます。

▼免除・猶予・特例は、未納より有利です
免除等を申請した期間が承認されれば、年金を受給するための資格期間に反映されます。なお、免除が承認された期間は、減額はあるものの老齢基礎年金にも反映されます。

▼免除や猶予が承認された方は、追納をおすすめします
生活にゆとりができた場合、10年内なら、追納することによって老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、追納額は当時の保険料に一定の加算割合が追加されます。

▼申請に必要なもの
・マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・通知カード等)
・本人確認書類
・離職票等の写し(失業等により免除申請される方)
・在学証明書又は学生証(学生納付特例制度の申請をされる方)

※本人以外が申請される場合は委任状のほかに、代理人の本人確認書類が必要になります。

▼問合せ 名古屋西年金事務所

☎ 052・524・6855

住民課 住民・年金グループ

☎ 28・0966

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。7月中に納税(納入)通知書や決定通知書を送付します。

保険税(料)の徴収は、年金からの天引き(特別徴収)と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく(普通徴収)2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、金融機関へお申し込みください。口座振替依頼書は、役場窓口または指定の金融機関にて配布しています。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎ 28・0917
保険課介護グループ(介護保険料) ☎ 28・0100

神明公園内デイキャン プ場の利用停止

愛知県基幹的広域防災拠点の整備による閉鎖区域拡大に伴い、デイキャン プ場は10月以降利用できなくなります。

公園利用者の方には、工事期間中大変ご迷惑・ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願います。

なお、航空館boonや展望台については、引き続きご利用いただけます。閉鎖区域エリアなどの詳細については、町ホームページをご覧ください。



▼問合せ まちづくり推進課防災拠点推進グループ ☎ 28・2463

Jアラートによる訓練放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)は、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などを各自治体の防災行政無線を通じて瞬時に自動放送し、被害の軽減に役立つシステムです。6月に台風の影響により延期となった訓練につきまして、左記の日程で行います。本放送とお間違いにならないようご注意ください。

●全国一斉情報伝達訓練

▼とき 7月1日(水)11時頃

▼実施内容 Jアラートの動作確認を目的とした訓練放送

▼問合せ 防災安全課防災安全グループ ☎ 28・0355